

令和 6 年度主要な政策に係る評価書要旨

政策5 地方財源の確保と地方財政の健全化

政策6 分権型社会を担う地方税制度の構築

政策12 情報通信技術利用環境の整備

政策16 一般戦災死没者追悼等の事業の推進

政策18 公的統計の体系的な整備・提供

政策19 消防防災体制の充実強化

政策の概要

地方財政計画の策定等を通じ地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保するとともに、地方財政の「見える化」や公営企業の経営改革等の各種の取組を通じて、地方財政の健全化を推進する。

1. 地方の一般財源総額の確保等

- 地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いによる地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差にかかわらず、住民生活に必要な行政サービスを提供するという責務を果たすことができるよう、地方交付税法第 7 条の規定に基づき、地方財政計画（地方財政を全体として捉えて歳入・歳出を見込んだもの）を策定
- 本来、地方公共団体の財源は地方税など自主財源をもって賄うことが理想だが、現実には税源などは地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも一般財源（使途が特定されず自由に使える財源）を保障することを目的とし、地方交付税を交付

2. 地方財政の健全化に資する取組等

- 住民サービスの向上や地方公共団体のガバナンス向上を図る観点から、財政状況資料集の充実等により、地方財政の「見える化」の取組を推進
- 公共施設等総合管理計画の不断の見直しや内容の充実における適切な支援、公共施設等適正管理推進事業を通じて、地方公共団体における公共施設等のマネジメントを推進
- 公営企業について、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を推進し、更なる経営改革を推進

第 2 部のテーマ
(その 1)

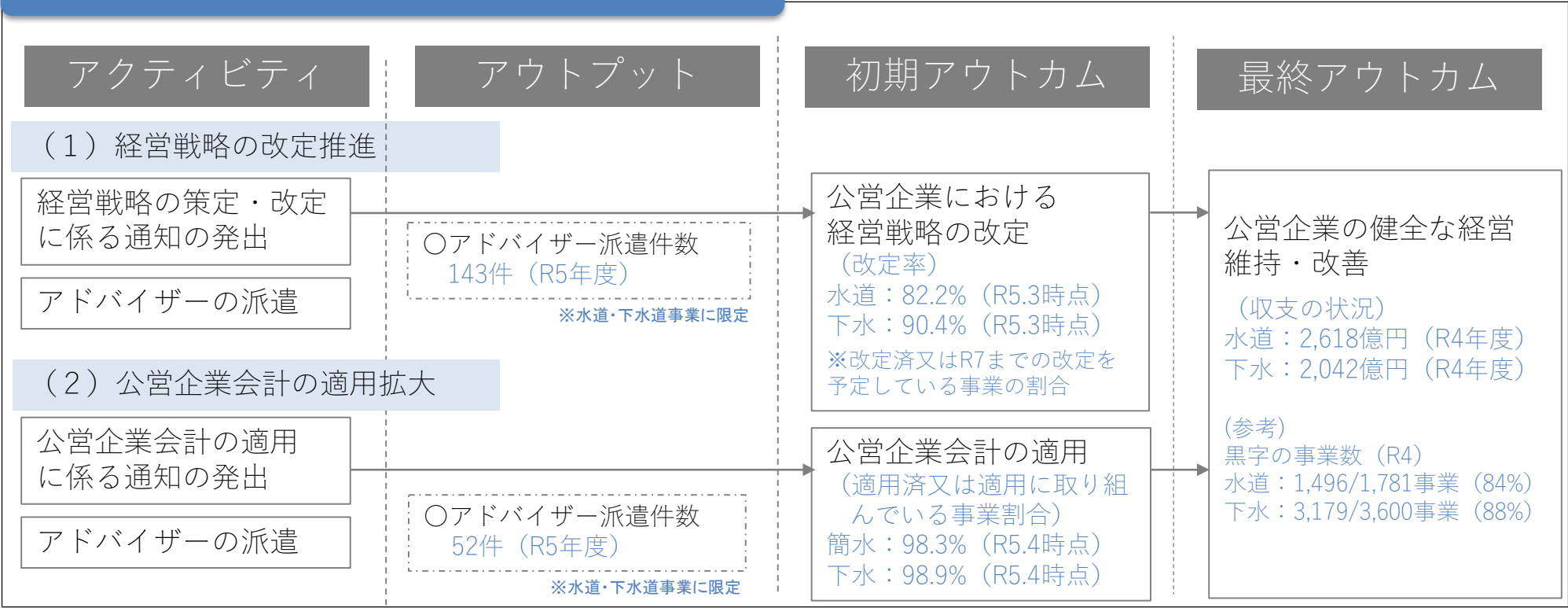
上下水道の持続的経営確保のための取組

1. 概要・背景など

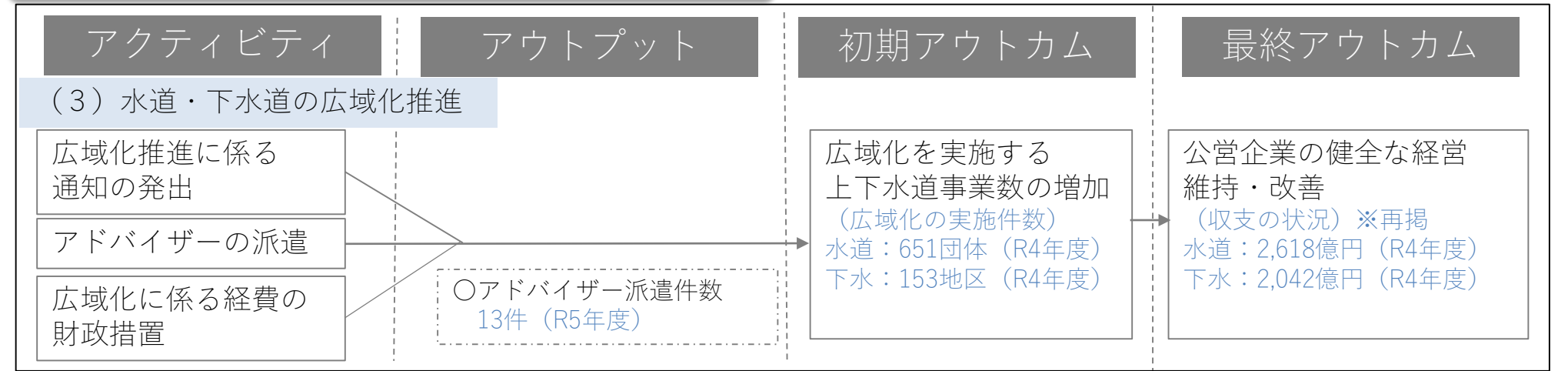
今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や、公営企業会計の適用拡大等による「見える化」、広域化等の取組を推進し、更なる経営改革を推進。

2. 効果発現経路

※ () 内は指標



2. 効果発現経路（つづき）



3. 現状・課題

- 【現状】**
- ・ **経営戦略の改定推進**：令和 2 年度までの策定を要請し、ほぼ全ての事業で策定済み。質を高めていくため 3 年から 5 年内的見直しを行うことが重要であることから、令和 7 年度までの改定を要請（広域化等の検討結果も反映）。
 - ・ **公営企業会計の適用拡大**：重点事業（下水道・簡易水道）について、令和 5 年度までに適用することを要請しているところ、取組が大幅に進捗。
 - ・ **広域化等の推進**：水道・下水道事業については、全ての都道府県において広域化等のための計画が策定された。
- 【課題】**
- 持続的経営の確保のため、今後の人口減少等を加味した料金収入や経営環境の変化、公営企業会計の適用により把握した詳細な経営状況を踏まえた事業経営を行うことが必要であり、これらを考慮した経営戦略の改定が行われる必要がある。また、全ての都道府県で策定された広域化等のための計画について、今後は着実に実行に移す必要がある。

4. 今後の方向性

- ・ 公営企業の経営改革について、KPIの設定等を通じた進捗管理等により、更なる取組を推進。経営戦略の改定については、今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映など、実効性のあるものとなるよう、アドバイザー派遣等により支援。
- ・ 広域化については、都道府県のリーダーシップの下、広域化の推進に係る計画に基づく取組を推進。

第 2 部のテーマ
(その 2)

地方公共団体における公共施設等マネジメントの推進

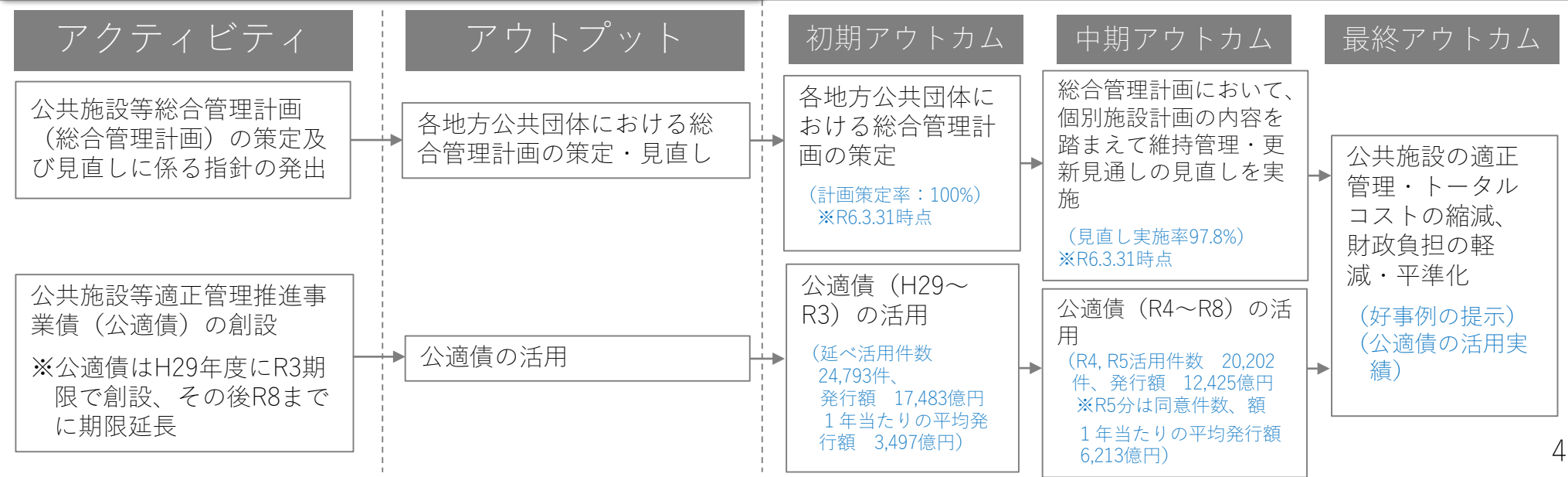
1. 概要・背景など

- ・過去に建設された公共施設等がこれから大量に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況にある。
- ・人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化していく。
- ・市町村合併後の施設全体の最適化を図る必要性がある。

- ➡
- 地方公共団体において、公共施設等の全体を把握し、長期的視点に立って公共施設等の総合的かつ計画的な管理を進めるため、「公共施設等総合管理計画」の策定及び見直しを推進する必要。
 - 地方公共団体において、「公共施設等総合管理計画」に基づいて、施設の更新・統廃合・長寿命化などに取り組めるよう、取組の支援等を実施。

2. 効果発現経路

※（ ）内は指標



3. 現状・課題

- 計画の策定・見直しについては、令和6年3月末時点で、97.8%の団体が見直しを完了しており、概ね目標通りに進捗しているが、一部の団体において震災や新型コロナウイルス、庁内のマンパワー不足等の問題により、最新の指針を踏まえた見直しが予定通り完了していない。
- 公共施設等適正管理推進事業債については、各団体での活用を推進している。

4. 今後の方向性

- 計画見直しが完了していない団体については、「地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業」の課題達成支援団体として、アドバイザーの派遣等の支援を行う。
- 見直しの完了した団体についても、今後も人口減少等を踏まえた不断の計画見直し及びさらなる内容充実を図ることができるよう、技術的な助言等、適切な支援を行う。
- 公共施設等適正管理推進事業債については、引き続き活用を促進し、公共施設の集約化・複合化等を推進する。
- また、将来的な人口構造の変化への対応が深刻な課題であることを踏まえ、複数自治体による広域的な公共施設の集約化・共同利用など、適正管理を進めるための取組を強化する。

政策の概要

地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築を進め、持続可能な地方税財政基盤を構築する。また、経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化に取り組む。

1. 地方税の充実確保

- 地方団体が地域の実情に応じた行政サービスを提供するためには、安定的な財政運営に必要な地方税の充実確保が必要。

2. 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築

- 地方団体が、地域の事情が様々に異なる中で、住民の生活に身近で基礎的な行政サービスを広く担う必要があることから、偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築が必要。

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税務手続のデジタル化

- 近年の経済社会のデジタル化等を踏まえ、税務手続のデジタル化を通じて納税者が簡便かつ適正に申告・納付を行えるよう利便性と申告内容の適正性を同時に向上させ、適正・公平な課税・徴収を実現していくことが必要。

第2部のテーマ

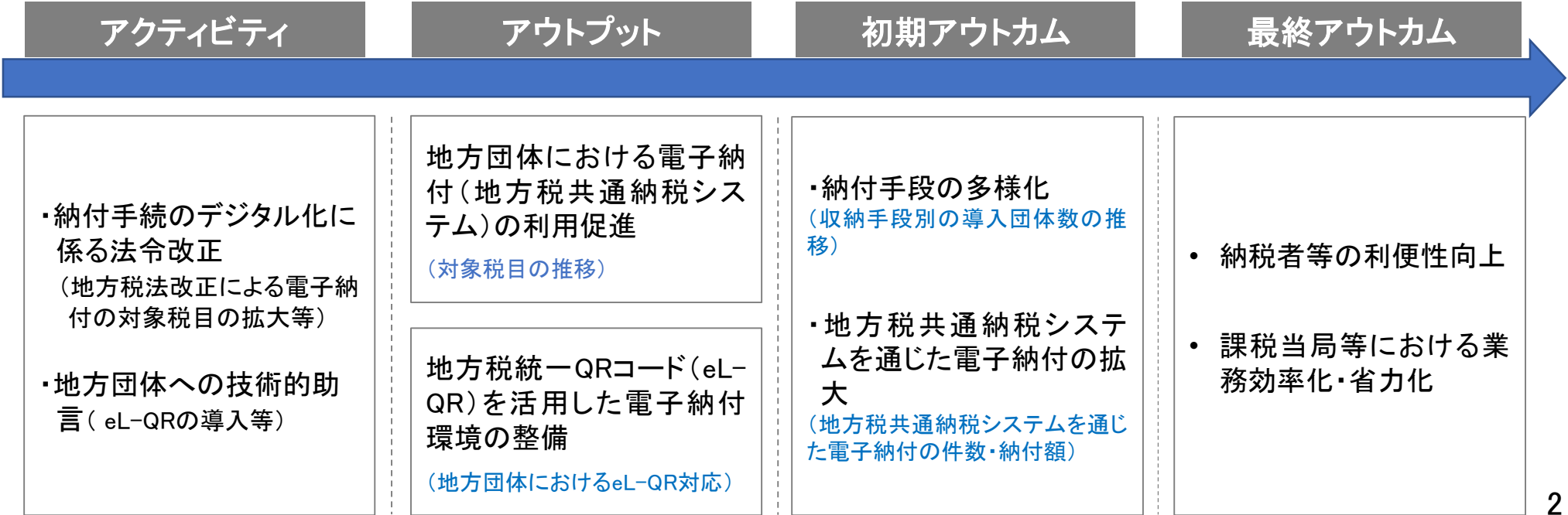
納付手続のデジタル化

1. 概要・背景など

地方税の納付手続のデジタル化を図ることは、納付手段の多様化をはじめとした納税者等の利便性の向上に資するとともに、課税当局等における業務効率化・省力化につながる。また、全国統一的な納付手続のデジタル化を通じて、地方団体ごとに異なる手続の標準化を進めることは、社会全体の合理化にもつながる。これまで、地方団体の実情に配慮しつつ、地方団体と協力しながら、全国統一的な納付手続のデジタル化の充実を図ってきたところ。

2. 効果発現経路

※（）内は指標



3. これまでの取組

- 令和元年にeLTAXにおいて地方税共通納税システムが稼働し、主として法人向けの税目(法人住民税・事業税、個人住民税(特別徴収分)、事業所税)を対象に、eLTAXを通じた電子納付が可能となった。
 - さらに、令和4年度税制改正において、地方税法令上、電子納付の対象を全ての税目に拡大。
 - 令和5年4月からは、地方税統一QRコード(eL-QR)を活用した電子納付の仕組みが稼働(個人の納税者に馴染みの深い固定資産税等を必須4税目として開始)。
 - あわせて、eLTAXを通じた電子納付に係る納付手段を拡大し、従来の口座振替やインターネットバンキングに加え、クレジットカードやスマートフォン決済アプリによる納付が可能になった。
- 
- eL-QRの令和6年度対応予定団体数は、1,781 団体(99.6%、47 都道府県 + 1,734 市区町村)
 - 令和5年度のeLTAXを通じた電子納付の実績は、eL-QRの導入により大きく伸び、件数は約8,193万件(前年度比約6.7倍)、納付額は約11兆9,500億円(同約2.7倍)。
 - eL-QRの導入に伴い、概ね全ての地方団体において、電子納付環境が整備された(99.7%、47都道府県、1,736市区町村)。

4. 今後の方向性

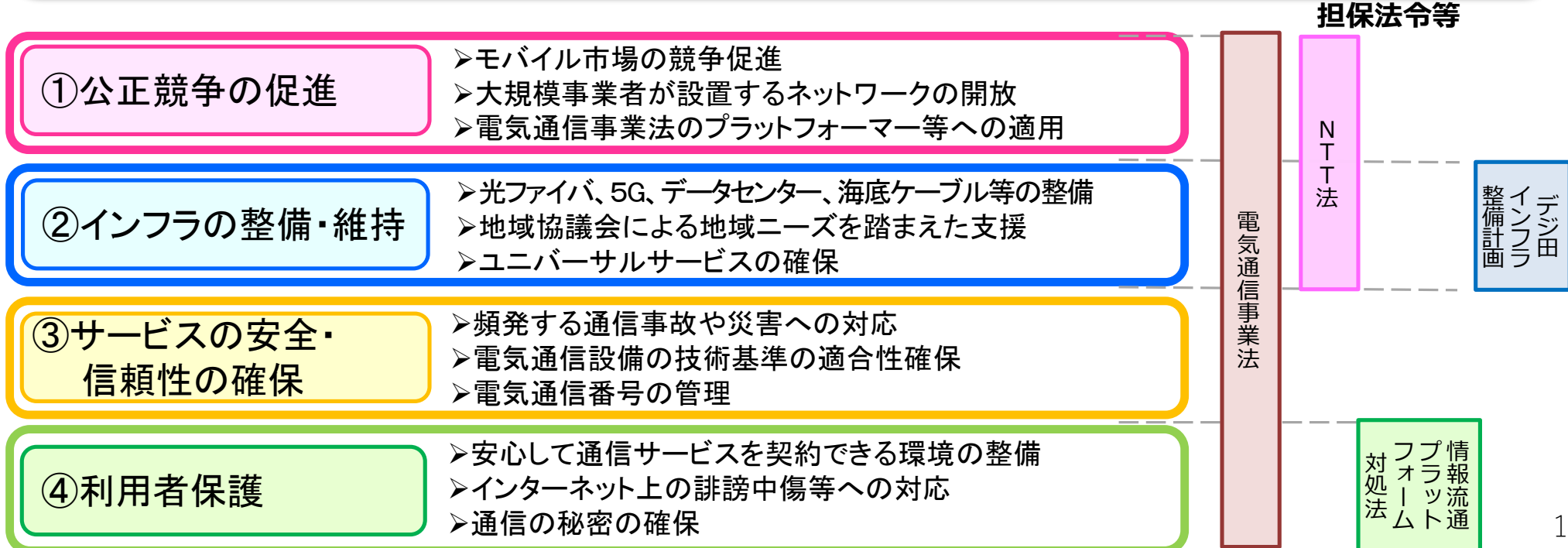
- eL-QRについては、必須4項目は、概ね全ての団体で対応済だが、eL-QRの利便性に鑑み、より多くの納税者がeL-QRを活用できるよう、eL-QR未対応の団体が多い税目等を中心に地方団体に対して積極的な対応を働きかけるとともに、税以外の地方公金のeLTAX経由での納付を実現する。
- 引き続き、納税手続のデジタル化を進め、納付手段の多様化等による納税者等の利便性向上、課税当局における業務効率化・省力化を図っていく。

政策12: 情報通信技術利用環境の整備 評価書要旨(第1部)

電話やネット等の通信サービスは、**国民生活や社会経済活動に必要不可欠**であり、公益事業としての**高い公共性**を有するとともに規模の経済等により**自然独占性が高い**ことを踏まえ、「**①公正競争の促進**」を図りつつ「**②インフラの整備・維持**」を確保した上で、「**③サービスの安全・信頼性の確保**」や「**④利用者保護**」を徹底することが重要。



- 通信分野の基本法は、**電気通信事業を規律する「電気通信事業法」とNTT持株・東西を規律する「NTT法」**であり、これらを両輪として「**①公正競争の促進**」等を図っている。
- また、これらに加えて「**デジタル田園都市国家インフラ整備計画**」に基づき「**②インフラの整備・維持**」に係る取組を行うとともに、「**電気通信事業法**」に基づく「**③サービスの安全・信頼性の確保**」、「**電気通信事業法**」「**情報流通プラットフォーム対処法**」に基づく「**④利用者保護**」（ネット上の誹謗中傷対策を含む）を行っている。



政策12: 情報通信技術利用環境の整備 評価書要旨(第1部)

①公正競争の促進（通信料金の低廉化に向けた取組）

事業者間の活発な競争を通じて低廉で多様なサービスの実現を図るべく、令和元年に、通信料金と端末代金の分離や行き過ぎた囲い込みの禁止などを目的とした電気通信事業法の改正を行ったほか、携帯電話番号持運び(MNP)無料化、違約金の撤廃、SIMロックの原則禁止、キャリアメール持ち運びの実現等により乗換え障壁の除去等を行った。

これにより、各社が多様で低廉な新料金プランの提供を開始し、その契約数は3年で約6,960万に到達した。また、日本の携帯電話料金は諸外国と比べ、中位又は低位の水準になった。

②インフラの整備・維持（光ファイバ、5G、データセンター、海底ケーブル等の整備）

デジタルインフラは社会生活や経済活動を支えるものとして今後一層重要なものになることから、総務省では、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、光ファイバや5G、データセンター、海底ケーブル等のデジタルインフラの整備を進めているところである。このうち、データセンターについては、経済産業省と連携しながら分散立地や東京・大阪を補完・代替する第3・第4の中核拠点の整備に向けた民間事業者によるデータセンターの整備を支援している。また、海底ケーブルについては、日本海側の国内海底ケーブルの整備を支援するとともに、データセンターの分散立地に向けた取組と連動し、我が国の国際的なデータ流通のハブとしての機能強化に向けて、国際海底ケーブルの多ルート化を支援していくこととしている。

③サービスの安全・信頼性の確保（通信事故や災害への対応）

大規模な通信事故・災害の発生を踏まえ、通信事故の抑止に向けた事業者の取組の定期的な検証や、災害時に備えた停電対策の義務付け等の施策を推進している。通信事故については、近年増加傾向にあることから、新たな取組として、安全・信頼性確保に向けた事業者の取組を総務省が定期的に検証するモニタリング制度を開始したほか、利用者の利益保護の観点から事故発生時に事業者が実施すべき利用者への周知広報等についてガイドラインを策定した。更に非常時における通信手段の確保に向けて、携帯電話の事業者間ローミングの導入について具体的な検討を引き続き進めていくこととしている。

④利用者保護（安心して通信サービスを契約できる環境の整備、インターネット上の誹謗中傷等への対応）

- 電気通信サービスの高度化・多様化により、多くの利用者に利便性の向上や選択肢の増加がもたらされる一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘などにより、トラブルも発生している。そのため、消費者からの苦情・相談への対応や消費者トラブルの防止のための消費者保護ルールを策定を行ったほか、その後累次にわたり規律を強化するとともに、事業者の取組状況についてモニタリングを実施してきた。令和4年には電話勧誘時の説明義務の厳格化、禁止行為規制の拡充を実施した。
- インターネット上における誹謗中傷等の被害者の救済をより円滑にする等の対応を図るため、令和3年にプロバイダ責任制限法を改正し、発信者情報開示手続の簡易・迅速化等を実施した。また、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除対応の迅速化及び運用状況の透明化に係る具体的措置を義務付ける改正プロバイダ責任制限法(情報流通プラットフォーム対処法)が本年5月10日に成立した。

第2部のテーマ

電気通信サービス分野における消費者保護に係る周知広報

1. 取組の背景・理由

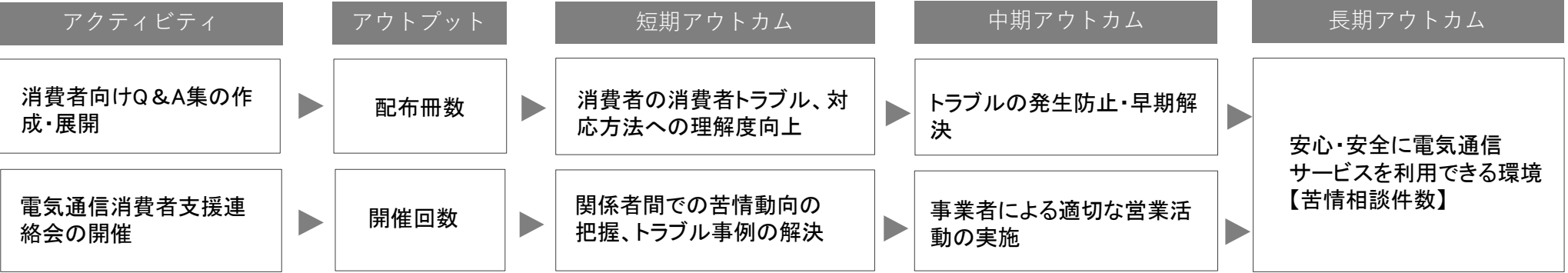
- ・ 総務省では、電気通信市場における公正な競争環境の整備に向けた各種の取組を継続して実施。競争の活性化により、料金プランは多様化・複雑化。
- ・ 利用者の利便性が向上し、選択の幅が広がった一方で、利用者と事業者の間の情報格差や事業者の不適切な勧誘等により、電気通信サービスの契約・利用を巡るトラブルも発生。
- ・ 総務省では、電気通信サービスの消費者保護規律について、不断の見直しを実施するとともに、市場のモニタリングを継続して行い、電気通信事業者等による不適切な業務が見られた場合にはこれを是正させるなど執行にも努めている。
- ・ これらの取組もあり、直近、電気通信サービスに関する消費者からの苦情相談件数は、減少傾向にあるものの、引き続き高止まりしている状況(66,971件(令和4年度、前年度比▲10.8%))。
- ・ 今後更に消費者トラブルを防止し、安心安全に電気通信サービスを利用できる環境を整備していくためには、事業者に対する規律の強化等だけではなく、消費者側のリテラシー向上を促し、社会全体としてトラブルを防止するための取組を図っていくことが必要。

2. 取組の概要・効果発現経路

総務省では、事業者に対する規律の強化等以外の取組として、消費者からの苦情相談を受け付ける電気通信消費者相談センターの運用のほか、電気通信サービスQ&Aの作成・展開による消費者に向けた周知活動^{※1}や消費者団体、電気通信事業者等、総務省の連携体制強化のための電気通信消費者支援連絡会^{※2}の開催を実施している。

(※1) 総務省HP及び各地方局、消費生活センター等へ配布(配布数 約97,000冊(令和5年度))
(※2) 全国の総務省総合通信局等(11局所)ごとに年1、2回程度開催し、消費生活センターに寄せられた個別相談事案について消費者団体・事業者等・総務省で防止に向けた意見交換を定期的実施(開催回数 22回(令和5年度))

2. 取組の概要・効果発現経路 (つづき)



3. 現状と課題

- 総務省が作成している消費者向けQ & A集は、総務省HP及び各地方局、全国の消費生活センター等を通じて活用されてきた。また、電気通信消費者支援連絡会においては、各総合通信局等(11局所)において各年度22回程度開催され、消費者団体、電気通信事業者等、総務省の連携体制強化に寄与してきた。
- 一方、総務省に寄せられる苦情内容は、MNOサービスやFTTHサービスにおける勧誘や料金に関する特定のトラブル類型に集中しており、苦情相談件数が高止まりする現状においては、特定のトラブルに着目した取組が求められる。
- これに対して、消費者向けQ & A集は、電気通信サービスにおける一般的な契約の知識等を示す内容にとどまっており、具体的なトラブル事例や対処方法等についての記載は限定的となっている。
- よって、トラブル事例や制度活用を含めた適切な対応方法への理解を醸成し、トラブルの発生予防、早期解決を促すための取組の更なる充実が必要である。

4. 今後の方向性・工夫点

- 消費者向けトラブル事例集や周知啓発コンテンツの作成・展開を通じて、トラブル事例・類型、制度活用能力を含む対応方法への理解度向上を促す。
- また、随時見直しを行っている消費者保護ルールの実効性を更に確保するため、事業者向けの制度説明会を定期的に実施し、事業者における制度理解・遵守を図っていく。



【第1部関連】

政策全体の概要、主な取組及び直近の状況

<政策目的>

他の行政機関の所掌に属しない先の大戦に係る事務に関して適切な対応を行うこと。

<主な取組>

○ 一般戦災死没者に対する追悼事務

- ・一般戦災死没者に対して追悼の意を表すため、遺族代表が全国戦没者追悼式等に参列するための旅費支給等を実施（令和5年度：国費参列者数97名）
- ・（一財）太平洋戦全国空爆犠牲者慰霊協会が行う追悼事業への補助（令和5年度執行額：1,508万円）

○ 平和祈念展示資料館の運営

- ・関係者（兵士、戦後強制抑留者及び引揚者）の労苦に関する資料の展示を行うことにより、当該労苦に関する貴重な所蔵資料を後の世代に引き継いでいくとともに、幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供（令和5年度：資料館来館者数29,171人、館外展示来場者数15,164人、オンライン平和学習支援プログラム参加者数2,344人、シンポジウム参加者数130人）

○ 埋没不発弾等を対象とした不発弾等処理交付金の交付

- ・陸地にある埋没不発弾等について、その処理を行う地方公共団体の財政負担を軽減し、処理を促進することにより、不発弾等による災害を未然に防止（直近では令和3年度に1件対応）

○ 旧日本赤十字社救護看護婦等への慰労給付金の支給

- ・旧日本赤十字社救護看護婦等に対し、その労苦に報いるため、慰労給付金を支給（令和5年度：112人に対し、合計約2,453万円を支給）

【第2部関連】

第2部のテーマ、選定理由及び事業の目的

○ 第2部のテーマ

- ・平和祈念展示資料館の運営(将来に向けた労苦の継承)

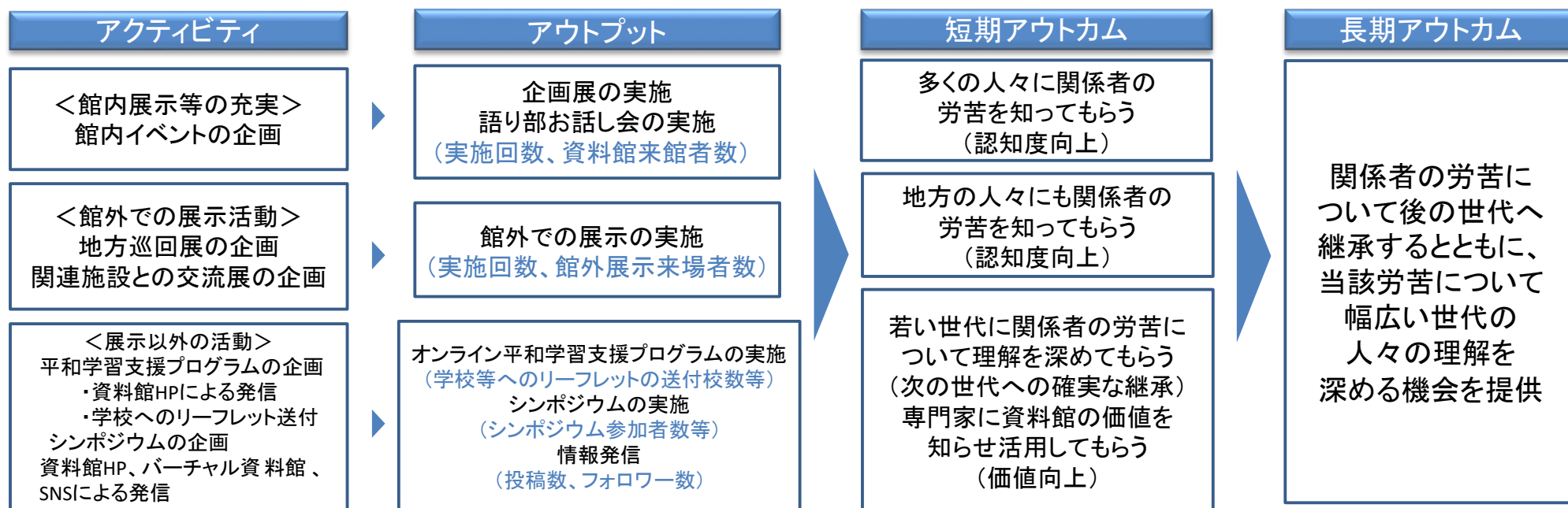
○ 選定理由

- ・関係者が高齢化していく中、将来に向けて労苦の継承等を効果的に実施していく観点から、これまでの実施状況を分析・検証するため

○ 事業の目的

- ・関係者の労苦について後の世代へ継承するとともに、当該労苦について幅広い世代の人々の理解を深める機会を提供すること。

効果発現経路



これまでの取組状況、効果検証の概要及び効果検証を踏まえた課題

○ アクティビティ：館内展示等の充実

(現状)

- ・コロナ禍により、平成30年度と比較して来館者数が減少したものの、回復傾向にあり。
- ・高校生以下の来館者数について、前年度から増加するも、来館者全体の2割未満。

→(課題) 将来に向けて労苦の継承を効果的に実施していくには、戦争体験のない世代、とりわけ将来を担う若年層の理解を深めるための取組が必要。

○ アクティビティ：館外での展示活動

(現状)

- ・幅広く関係者の労苦を伝えるため、過去に開催実績のない都道府県で開催するといった観点で開催地を決定。
- ・令和5年度は開催施設の年間来館者数の多寡の影響により前年度比で来場者数が減少したが、裾野を広げる活動として意義のある取組。

→(課題) 全国に幅広く関係者の労苦を伝えるためには、地方での展示会の開催や他の関連施設との連携など館外の活動が今後必要。

○ アクティビティ：展示以外の活動

(現状)

- ・オンライン平和学習支援プログラムの実施又は周知活動を通じて、高校生以下の資料館来館者数又は館外展示来場者数の増加につながることも期待。
- ・シンポジウムは、専門家を含む参加者に資料館の価値を知ってもらい、来館又は活用してもらうきっかけとなる取組。

今後の方向性

- 若年層及び資料館への来館機会が少ない地方在住者の関心を喚起するため、学校等における平和学習支援や地方での展示会開催といった能動的なアプローチを一層推進することにより、関係者の労苦について後の世代に確実に継承するとともに、理解を深める機会を幅広く提供

政策18: 公的統計の体系的な整備・提供 評価書要旨(第1部)

政策目標: better official statistics, delivered

＝我が国の中央統計機構※として、より質の高い公的統計の効率的・体系的な整備及びその有用な提供の確保を図る。
(＝中立性及び信頼性が確保された統計を適切かつ合理的な方法(集められた情報の保護を含む)により体系的に作成・整備＋広く国民が容易に入手し、効果的に利用できるものとして提供)

(※総務省統計局、政策統括官(統計制度担当)、統計研究研修所及び独立行政法人統計センターをいう。)

公的統計全般に係る作成・提供・利用の基盤整備

① 統計作成プロセスの標準化・効率化・不断の改善

- ・公的統計の品質確保・向上を図る観点から、その作成・提供・利用に関する基本的事項を定める統計法を始め、作成の際の統一性・総合性を確保するための技術的基準(例：日本標準産業分類)や、例えば、調査票情報管理や統計作成プロセスに係るPDCAサイクル実施に関する各種ガイドラインの提示・推進、統計作成ガイドブックの提供や相談対応を含む技術的な支援
- ・公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減のため、ビッグデータの利活用の推進など統計作成プロセスのデジタル化の推進

② 統計情報の提供の充実・高度化

- ・統計調査等業務における企画、実査、審査・集計、公表・提供段階で利用できる府省共通のシステムとして、オンライン調査システム、政府統計の総合窓口(e-Stat)などを整備
- ・統計データの利便性向上のため、各府省のデータを整備する取組を推進

③ 統計人材の確保・育成

- ・統計データの適切な利用を推進するため、統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力の向上のための取組を実施

④ 公的統計の整備に関する施策の総合的・計画的な推進

- ・専門的機関である統計委員会のご意見も伺い、公的統計基本計画(閣議決定)を策定

⑤ 国際統計事務の統括

- ・国際機関及び各国家統計機関との国際交流・協力強化を推進するとともに、我が国の国際統計事務を統括し、国際連合、IMF、OECDなどが開催する会議・事業に参加

個別の統計の効率的・体系的な整備

⑥ 中央統計機構としての国勢の基本に関する統計の作成

- ・我が国の社会・経済の変化に的確に対応しながら、国勢調査を始めとする国の重要な統計調査を企画・立案及び実施し、社会に役立つ正確な統計を作成・提供

⑦ 個別の公的統計の改善

- ・精度を確保した統計の利用や報告者の負担軽減のため、各府省の統計調査が合理的かつ妥当な設計になっているか、他の調査と過度の重複などがないかなどの観点から審査、各府省によるPDCAサイクルの取組の更なる充実・実効性確保のための統計作成プロセス診断の実施

政策18:公的統計の体系的な整備・提供 評価書要旨(第2部)

テーマ:ビッグデータ等の新たなデータソースの利活用推進

事業の目的・課題等

- **目的**：ビッグデータ等の利活用により、公的統計の作成効率化・報告者負担の軽減、統計調査では困難な早期の統計作成・公表や経済社会の実態把握を推進するとともに、これらを通じ、効果的かつ効率的な行政の推進を図ること
- **課題**：各府省における取組をサポートする取組を積み重ね、各府省におけるビッグデータの活用の裾野を広げていくことが必要
- **テーマ選定理由**：事業開始からおおむね5年が経過しており、必要な見直しを図るため

具体的取組と効果

アクティビティ

ビッグデータ利活用に係る実証研究等の実施

- ビッグデータ等の統計業務への利活用可能性を把握・検証
- その成果を会議等を通じ各府省に共有

ビッグデータ・ポータルサイトの運営

- 様々なビッグデータやその利活用に関する情報を提供するポータルサイトを試行運用

短期アウトカム

- 各府省でビッグデータを活用した試行的な取組を実施
【活用件数/R3:5件、R4:6件、R5:6件】
【検討件数/R5:5件】

- 各府省でビッグデータの活用を検討
【アクセス件数/R4:3,009件、R5:30,249件】

中期アウトカム

- 統計の作成効率化・報告者負担の軽減の推進
- ビッグデータ利活用による統計作成やEBPM推進

長期アウトカム

- 早期の統計作成や実態把握の充実
- 効果的・効率的な行政の推進
- 社会における合理的な意思決定の推進

効果検証及びこれを踏まえた課題認識と今後の方向性

【課題認識】

- 【中長期アウトカム】につながっていく「各府省等におけるビッグデータの利活用の試行・検討」【短期アウトカム】が全体的になかなか進んでいない現状
- その主要因は、現状のアクティビティが、「ビッグデータ利活用による統計作成やEBPM推進」【中長期アウトカム】につながる（と各府省が感じられる）ものとなっていないこと（← 取組が実践的でない、一様な情報提供など）

【今後の方向性】

- 各府省にとってより役に立つ情報の提供（より実践的な実証研究や事例掲載）
- 各府省の個別の実情に応じた、プッシュ型の提案・情報提供（総務省による潜在的な利活用ニーズの掘り起こし、コンテンツ掲載企業からの提案の橋渡しなど）

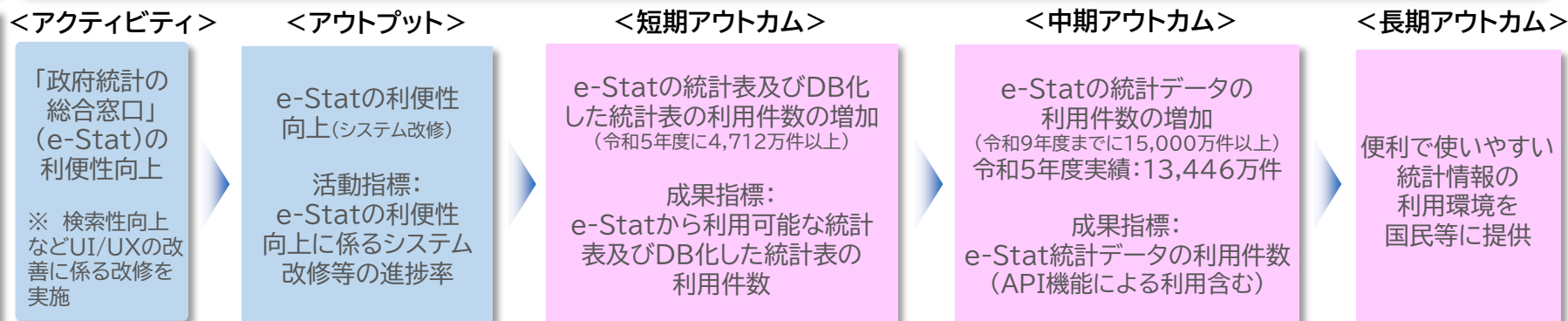
政策18:公的統計の体系的な整備・提供 評価書要旨(第2部)

テーマ:統計情報の提供の充実・高度化

背景・これまでの取組

- デジタル化が急速に進展する中、データの価値は官民間問わず重要
- 「政府統計共同利用システム」は、統計調査の企画から公表・提供に至るまでの各工程で使用する公的統計の作成・提供を支える基盤。サブシステムの1つである「政府統計の総合窓口」(e-Stat)において、利用者から使い勝手の向上を求められていること等を踏まえた「統計情報の提供の充実・高度化」を図っていく必要
- これまで、API機能を追加することにより、統計データを利用した高度な利用環境の構築を可能にするなど、システム改修を実施

効果検証



従来のEXCEL形式等の統計表を中心とした利用件数は、4,000万件台で推移するなど、近年伸び悩んでおり、更なる利活用の拡大(利用件数の増加)を目指すためには、より多くの潜在的なユーザーによる効果的な統計利活用の推進を図っていくことや、API機能による利用等を拡大していく必要

今後の方向性

汎用集計システム※を活用した
統計表のデータベース化促進

統計データの
ビジュアライゼーションの実現

政府統計共同利用
システムの更改

これら施策により、更なる統計情報の提供の充実・高度化を図り、社会全体における統計データの利活用を推進することで、**データドリブン社会の基盤づくりに寄与**

※データベース形式の統計データの作成・登録を自動化する等の機能を有するサブシステム

政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第1部）

政策の概要

国民の生命、身体及び財産を災害から守るため、消防防災・危機管理体制の強化を図るとともに、消防防災・危機管理に対する国民の認識と理解を向上させるための総合的な政策を実施する。

1. 消防の広域化等

【消防の広域化について】

- ・消防の広域化については、人口減少、大規模災害の激甚化・頻発化等の社会環境の変化に的確に対応するため、平成18年度に消防組織法へ位置付けて以降、推進期間を設けて取組を推進。

【「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の改正のポイント】

- ・令和6年3月29日に「市町村の消防の広域化に関する基本指針」を改正し、推進期限を令和11年4月1日までとしたほか、財政措置の拡充等により、広域化の推進を継続。

2. 増大する救急需要への対応

【令和5年中の救急出動件数等（速報値）の状況】

- ・令和5年中の救急自動車による救急出動件数（約764万件：対前年比+5.6%）・救急搬送人員（約664万人：対前年比+6.8%）（速報値）は、対前年比で増加。

【救急安心センター事業（＃7119）について】

- ・救急車を呼んだほうがいいのか、今すぐ病院に行ったほうがいいのかなど迷った際の相談窓口として、救急安心センター事業（＃7119）の導入（全国24地域、人口カバー率58.9%）を強力に推進。（令和5年度末時点）

【マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化】

- ・マイナンバーカードを活用した救急業務の迅速化・円滑化に係る実証事業を、67消防本部660隊を対象に、令和6年5月中旬より、準備が整った消防本部から順次実施。

3. 消防防災DXの推進

【高度化に対応した消防指令・業務システムの導入】

- ・全国の要望を受け、消防指令システムの標準仕様書を令和6年3月に策定。

【情報収集・分析手段の充実等】

- ・緊急消防援助隊のより迅速・的確な活動に向け、リアルタイムで災害情報を収集・分析できるようDX資機材（デジタル作戦卓など）を整備。また、災害時における国・自治体間の映像共有手段の充実を図るため、「消防庁映像共有システム」の構築に向けて取り組むとともに、技術的課題など必要な調査検討を実施。

【消防団へのドローン配備・講習】

- ・消防団の災害対応能力の高度化を図るため、消防学校において消防団員に対するドローン講習を実施。

政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第1部）

4. 消防団の現状と今後の取組

【消防団の現状】

- ・令和5年4月1日時点の消防団員数は762,670人（前年度比▲20,908人(▲2.7%)）
- ・入団者数は8年ぶりに増加し、36,395人（前年度比+2,950人）
- ・重点的に取り組んできた女性・学生・機能別団員については増加傾向。

【消防団員の確保に向けた主な対策】

- ・消防団員の確保は喫緊の課題であることから、消防団の充実強化に向けて、女性や若者などの幅広い住民の入団促進のための広報の実施、消防団員の報酬等の処遇改善、消防団協力事業所表示制度及び学生消防団活動認証制度の活用、消防団の装備に対する支援など、様々な施策を実施。

【総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」について】

- ・令和6年2月に総務大臣書簡「消防団の更なる充実に向けて」を発出するとともに、企業・大学等との連携による入団促進や、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりなどの取組をまとめた優良事例集を作成し、横展開を図っている。

5. 大規模災害への備え（緊急消防援助隊の充実強化）

【緊急消防援助隊】

- ・大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。平成7年創設。

【令和6年能登半島地震における消防機関等の対応】

- ・令和6年能登半島地震の際は、消防庁長官から災害発生自治体からの要請を待たず出動の指示。

6. 国民保護体制の強化

【弾道ミサイルを想定した住民避難訓練】

- ・弾道ミサイル飛来時にどのような行動を取るべきか、住民の理解を深めるとともに、関係機関の連携強化が重要であることから、消防庁は内閣官房と連携し、国と地方公共団体と共同で弾道ミサイルを想定した住民避難訓練を実施。

※令和5年度末時点における共同訓練の実施状況

（平成29年3月から令和6年3月まで）：42都道府県83市区町村84件

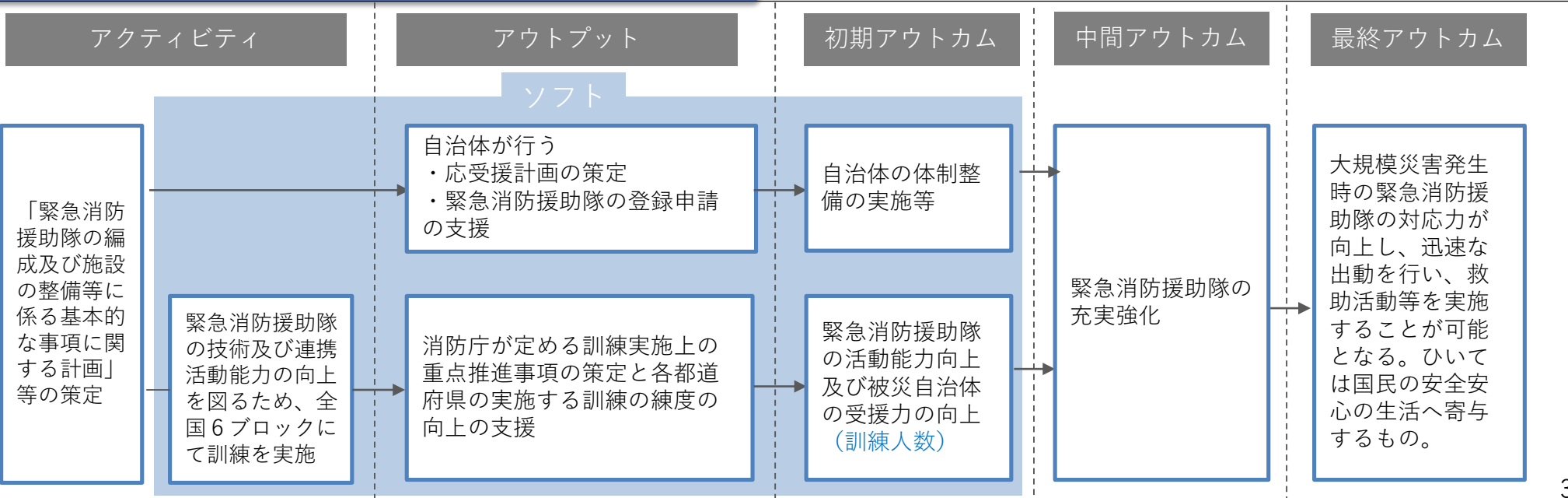
政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第2部）

第2部のテーマ 緊急消防援助隊の充実強化について

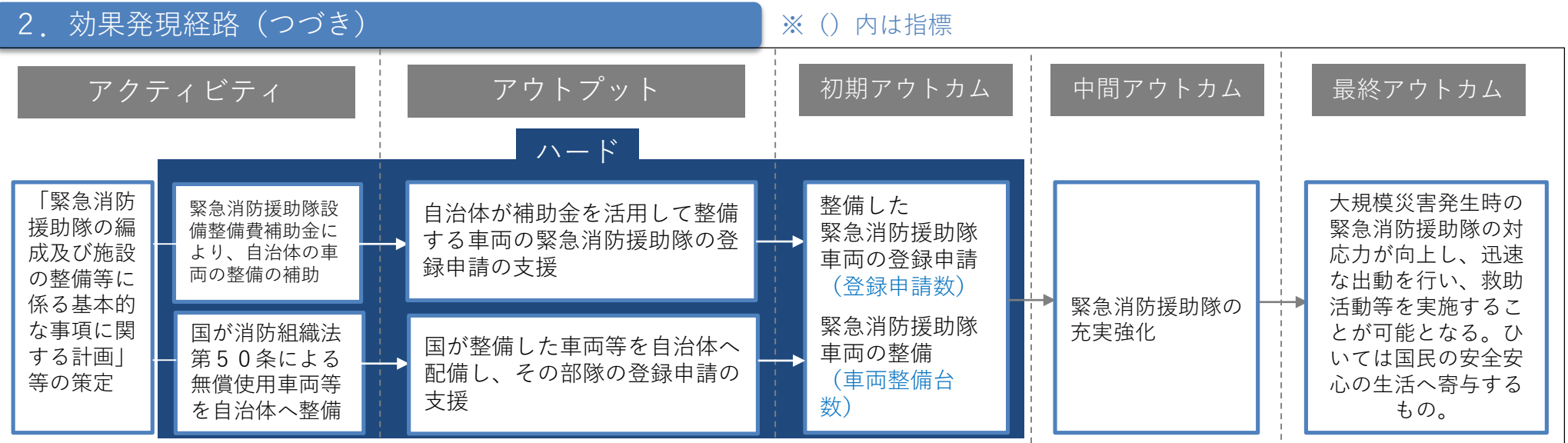
1. 概要・背景など

- 緊急消防援助隊は大規模・特殊災害発生時において、被災都道府県内の消防力では対処が困難な場合に、消防活動を効果的かつ迅速に実施するための全国的な消防の応援制度。
- 消防組織法第45条に基づき、総務大臣が緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（以下「基本計画」という。）を策定。基本計画に基づき、消防庁長官が緊急消防援助隊として隊（車両・ヘリ）を登録。
- 消防組織法第49条に基づく緊急消防援助隊設備整備費補助金及び同法第50条に基づく無償使用制度を活用した車両・資機材を整備。
- 阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、平成7年に創設。平成15年6月消防組織法の改正により法制化。（平成16年4月施行）
- 創設以後、44回の出動。（内訳：地震災害19回、風水害（土砂災害を含む）16回、タンク・工場等火災4回、噴火災害3回、雪崩1回、列車事故1回）
※能登半島地震では、災害発生自治体からの要請を待たず消防庁長官指示（消防組織法第44条第2項）による出動
- 激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するため、緊急消防援助隊の充実強化に取り組んでいく必要がある。

2. 効果発現経路 ※（）内は指標



政策19：消防防災体制の充実強化 評価書要旨（第2部）



3. 現状・課題

- <緊急消防援助隊の登録隊数>
- 登録隊数については、令和5年度までの目標数（6,600隊）を達成している。
- <緊急消防援助隊における課題>
- 緊急消防援助隊は、災害等への対応を迅速かつ的確に行うために、部隊規模やその部隊の運用の検討を行いながら、市町村消防の協力を得て、組織されており、国（消防庁）としての施策、都道府県、市町村等で定める計画策定などを着実にを行うとともに、車両資機材の充実、部隊の連携強化を図る必要がある。
 - 令和6年能登半島地震において、道路が一部使えない状況にあり、大型消防車両等が通行できない状況などがあった。

4. 想定している今後の方向性

- 緊急消防援助隊第5期基本計画について、南海トラフ地震等の今後想定される国家的非常災害への対応力を強化するために、令和6年能登半島地震における緊急消防援助隊の活動も踏まえ、目標登録隊数の増隊及び新たな部隊の創設並びに効果的な運用について検討を進める。
- 近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する風水害や、南海トラフ地震等の国家的非常災害への対応力を強化するための緊急消防援助隊の体制強化及び車両・装備資機材の充実を図るとともに、DXの推進による情報収集、分析など指揮支援体制の強化を着実に推進していく。
- 緊急消防援助隊と関係機関の連携強化のため、大規模災害を想定した訓練等を実施するとともに、効果的な活動が行えるよう体制整備に努める。